報告事項力

指定技能教育施設の内容変更について

指定技能教育施設の内容変更について、別紙のとおり報告します。

平成21年10月15日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

別紙

技能教育施設(中央高等学園)の内容変更の概要

1.変更理由

現在、技能教育施設として指定を受けている中央高等学園(東伯校舎)を東伯郡琴浦町から東伯郡北栄町に移転するため。

2.変更点

ア 施設の所在地

変更前	変更後
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万	鳥取県東伯郡北栄町由良宿字乙ヶ崎
2 6 5 - 5	8 1 8 - 8

イ 技能教育を受ける者の数

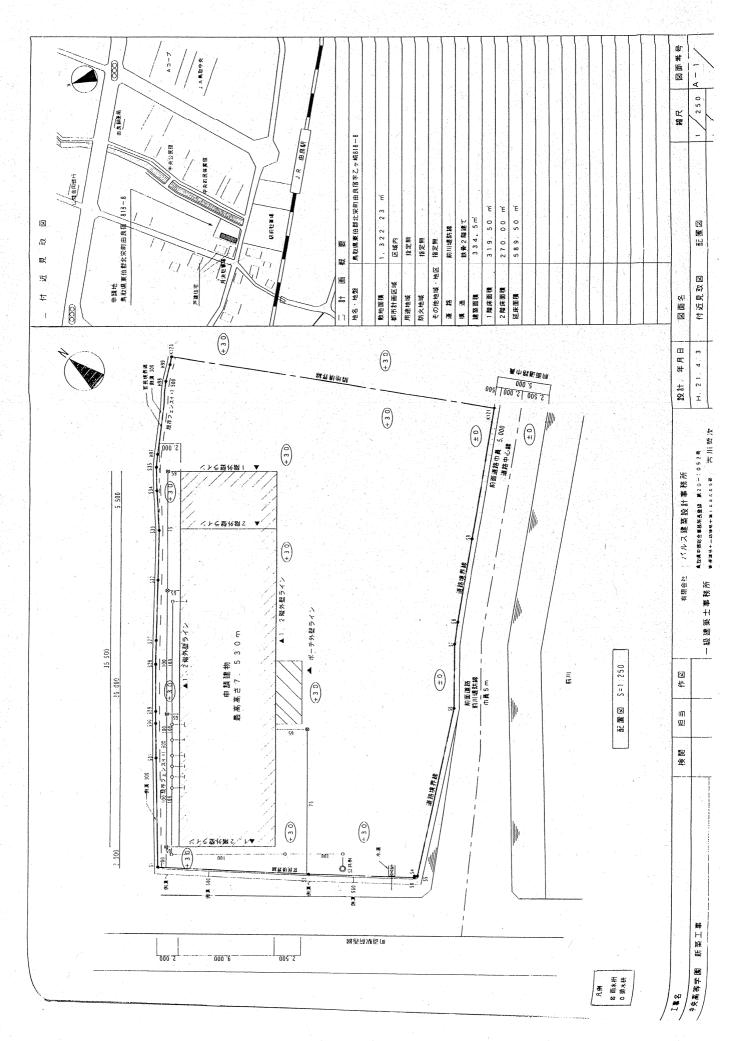
変更前	変更後
各学年13名	各学年26名

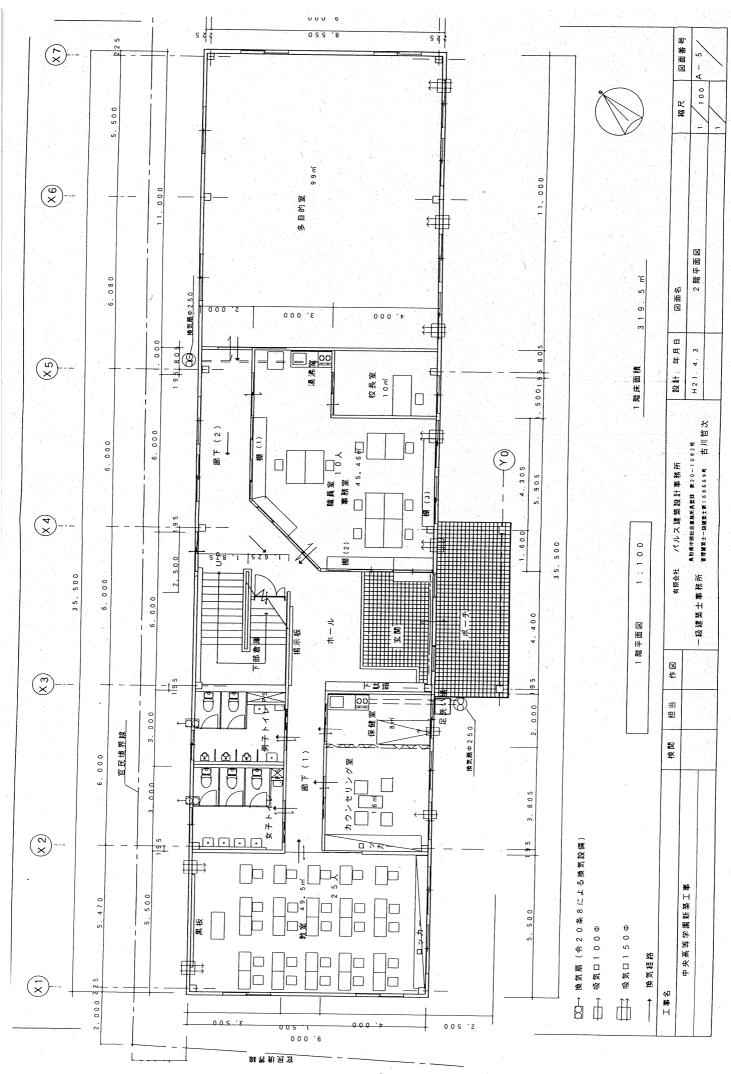
ウ 技能教育を担当する者の数

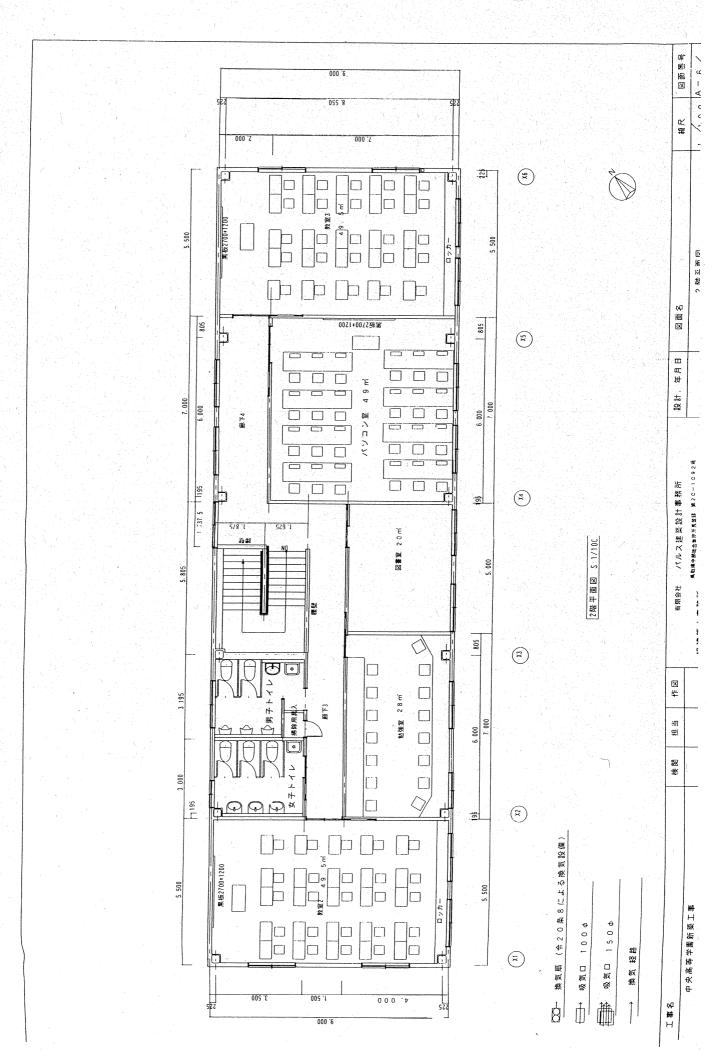
変更前	変更後
3名	4名

エ 施設及び設備の状況

別添の図面のとおり変更



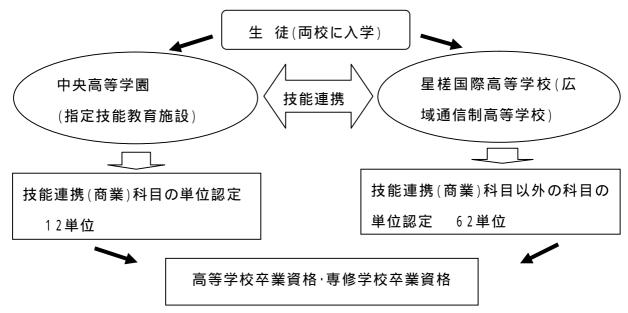




指定技能教育施設(中央高等学園)について

1.技能連携制度(根拠法令:学校教育法第55条)

高等学校の通信制課程(又は定時制課程)に在籍する生徒が、県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を在籍する高等学校における職業に関する教科・科目の一部の履修とみなすことのできる制度である。



星槎国際高等学校の生徒が中央高等学園にも入学した場合、星槎国際高等学校と中央高等学園間で技能連携が成立しているため、生徒が中央高等学園で修得した商業科目の単位は、星槎国際高等学校の単位として認定される。

- 2.技能教育施設の内容変更(根拠法令:学校教育法施行令第34条1項) 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 3. 広域通信制高等学校
 - ・全国あるいは複数県の生徒を募集対象としている通信制高等学校のこと。
 - ・通信制課程の単位修得の認定は、生徒の添削指導、面接指導(スクーリング)、試験 による学習の評価に基づいて行われる。
 - ・広域通信制高等学校では、各地区に、分校や学習センターなどを開設する場合が多い。
 - ・分校や学習センターの多くは、スクーリング会場として位置付けられている。
- 4. 学校法人星槎国際高等学校(広域通信制高等学校)
 - ・星槎国際高等学校の所在地は北海道芦別市緑泉町5番12である。
 - ・県内では、中央高等学園と提携している。
- 5. 本県の指定技能教育施設
 - ・学校法人鶏鳴学園専修学校あすなる予備校 : 平成11年12月指定
 - ・若葉学習会専修学校 : 平成11年12月指定
 - ・中央高等学園(東伯校舎) : 平成18年 1月指定
 - ・中央高等学園(倉吉校舎) : 平成19年 1月指定